

を交付している。

## 2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、41 都道府県、337 市区町村及び36 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、14 市区町村、1 団体、計15 事業主体が実施した子どものための教育・保育給付交付金事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、子ども・子育て支援交付金事業等に係る国庫補助金 73,026,770 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの  
8 件 不当と認める国庫補助金 37,259,806 円
- (2) 補助の対象とならないもの  
5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円
- (3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの  
2 件 不当と認める国庫補助金 9,174,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの  
8 件 不当と認める国庫補助金 37,259,806 円  
子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費を過大に精算していたもの  
(7 件 不当と認める国庫補助金 35,422,951 円)

子どものための教育・保育給付交付金(以下「交付金」という。)は、小学校就学前の子どもの保護者が教育・保育給付の認定を受けた場合の当該子ども(以下「給付認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

交付金の交付額は、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」(平成30年府子本第333号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{利用者負担額}} = \boxed{\text{交付対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{交付対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付金の交付額}}
 \end{array}$$

(注) 国庫負担率 令和元年度は1/2又は55.2/100、2年度は1/2又は56.835/100、3年度は1/2又は57.72/100

この費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、給付認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の給付認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額によることなどとなっている。ただし、民間保育所等による教育・保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住するなどの給付認定子どもに対して、市町村が民間保育所等において求められる職員の年齢別配置基準等の適用を受けない保育である特例保育を提供する場合の費用の額は、市町村が内閣府との間で毎年度協議を行った上で定めている。そして、各種加算には、3歳以上の給付認定子どもの利用定員に係る必要保育教諭等の数を超えて配置して、低年齢児を中心

として小集団化したグループ教育を実施する場合に計上するチーム保育加配加算、利用定員が所定の規模であって全ての学級に専任の学級担任を配置できるように年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する施設に計上する学級編制調整加配加算、利用定員が所定の規模であって必要保育教諭等の数を超えて非常勤講師を配置する施設に計上する講師配置加算等がある。

また、民間保育所等において一時預かり事業等の所定の事業等（以下「所定の事業等」という。）を複数実施していない場合や所定の要件を満たす管理者を配置していない場合等には、基本分単価等を減額することとなっている。

本院が、25 都道府県の 123 事業主体において会計実地検査を行ったところ、6 府県の 7 事業主体において、所定の要件を満たしていないなどしていたのに、誤って、チーム保育加配加算、学級編制調整加配加算、講師配置加算等を計上し、また、基本分単価等を減額していないなどしており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、交付対象事業費が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 35,422,951 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7 事業主体において交付対象事業費の算定に当たり、費用の額の算定等の際に、加算等の要件等の理解、要件への適合状況の確認等が十分でなかったことなど、6 府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

兵庫県姫路市は、認定こども園 A に係る令和 3 年度の費用の額の算定に当たり、4 年 1 月において、必要保育教諭等の数を超えて配置していた保育教諭等を 2 人であるとして、チーム保育加配加算を計上していた。また、3 年 4 月から 4 年 3 月まで、所定の事業等を複数実施しているとして費用の額を算定していた。

しかし、認定こども園 A は、年度途中の入所者の増加により 4 年 1 月において、必要保育教諭等の数が増えたことから、必要保育教諭等の数を超えて配置していた保育教諭等は 1 人であったのに、同市は、誤って、2 人であるとしてチーム保育加配加算を計上していた。また、3 年 4 月から 4 年 3 月まで、所定の事業等を複数実施していなかったのに、基本分単価等を減額していなかった。このほか、認定こども園 A 以外の 25 園に係る費用の額の算定において、同加算を含む各種加算の計上を誤っているものや、所定の事業等を複数実施していなかった場合の基本分単価等の減額を行っていないものがあつた。これらのことから、同市は、費用の額を過大に算定していた。

このため、交付対象事業費 20,430,630 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額 10,215,315 円が過大となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する交付金 交付額 千円	不当と認める事業 費 千円	不当と認める交付 金相当額 千円	摘 要
(1)	群馬県 藤岡市	子どものための教育・保育給付交付金	元～3	5,313,587	2,821,867	9,807	4,958	講師配置加算等を誤って計上していたものなど
(2)	山梨県 中巨摩郡昭和町	同	元、3	1,782,088	947,093	6,726	3,378	チーム保育加配加算等の計上額が誤っていたもの
(3)	愛知県 大府市	同	2、3	2,475,945	1,333,258	16,766	8,279	学級編制調整加配加算等を誤って計上していたものなど

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費 千円	左に対する 交付金 交付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める交付 金相当額 千円	摘要
(4)	大阪府	守口市	3	4,705,943	2,553,482	5,988	2,994	チーム保育 加配加算の 計上額が 誤っていた もの
(5)	兵庫県	姫路市	3	10,139,418	5,381,144	20,430	10,215	チーム保育 加配加算等 の計上額が 誤っていた ものなど
(6)	同	西宮市	3	8,631,825	4,704,301	3,424	1,712	基本分単価 等を減額し ていなかった もの
(7)	奈良県	吉野郡天川 村	2、3	31,000	17,757	6,760	3,884	基本分単価 等を減額し ていなかった ものなど
(1)-(7)の計				33,079,808	17,758,905	69,906	35,422	

沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金により実施した事業の補助対象経費を過大に精算  
するなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,836,855円)

部局等	補助事業者 等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補 助金等交 付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円
(8)	沖縄総合 事務局	株式会社琉 SOK 沖縄国際物 流拠点活用 推進事業費 補助金	2	80,034	49,313	2,768	1,836

この補助金は、沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金交付要綱(平成29年府政沖第132号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、先進的又は沖縄の特色を生かしたものづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄から搬出される製品の増加を図るとともに、沖縄の国際物流拠点の活用を推進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的として、那覇空港等の国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対して必要な経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助対象経費は、補助事業者が行う事業を実施するために必要な人件費、原材料費等とされており、補助率は3分の2とされている。

事業主体及び事業主体と共同して事業を実施する事業者(以下「参画事業者」という。)は、新たな製造手法による直線形状の超音波流量計(半導体製造装置の一部品)に係る管路口径の種類の増加及び量産化を目的として、金型、校正装置等の製作等を行う事業を事業費80,034,053円(補助対象経費73,981,608円)で令和2年度に実施していた。

事業主体は、事業主体分及び参画事業者分の本件補助事業の実施に要した経費を取りまとめるなどした上で補助対象経費を73,981,608円、補助金交付額を49,313,329円とする実績報告書等を沖縄総合事務局に提出し、同局は、この実績報告書等に基づき、同額で額の確定を行っていた。

しかし、事業主体は、補助対象経費のうち人件費の一部について、誤って二重に計上するなどしていた。

したがって、補助対象経費が2,768,129円過大に精算されるなどして、これに係る補助金1,836,855円が不当と認められる。